

平成19年度に適用する自賠責保険の契約者負担額（保険期間別）

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する契約者負担額

（単位：円、％）

車種	12か月（1年契約）					24か月（2年契約）					36か月（3年契約）				
	基準料率 A	現行 契約者負担額 B	改定後 契約者負担額 C	改定額 D=C-B	改定率 E=D÷B	基準料率 F	現行 契約者負担額 G	改定後 契約者負担額 H	改定額 I=H-G	改定率 J=I÷G	基準料率 K	現行 契約者負担額 L	改定後 契約者負担額 M	改定額 N=M-L	改定率 O=N÷L
自家用乗用自動車	18,470	17,940 (530)	18,020 (450)	80 (△80)	0.4 (△15.1)	31,730	30,680 (1,050)	30,830 (900)	150 (△150)	0.5 (△14.3)	44,720	43,170 (1,550)	43,390 (1,330)	220 (△220)	0.5 (△14.2)
自家用小型 貨物自動車	15,920	15,490 (430)	15,550 (370)	60 (△60)	0.4 (△14.0)	26,670	25,820 (850)	25,940 (730)	120 (△120)	0.5 (△14.1)	—	—	—	—	—
小型二輪自動車	12,940	12,630 (310)	12,670 (270)	40 (△40)	0.3 (△12.9)	20,770	20,150 (620)	20,240 (530)	90 (△90)	0.4 (△14.5)	28,440	—	27,650 (790)	—	—
軽自動車 (検査対象車)	15,420	15,010 (410)	15,070 (350)	60 (△60)	0.4 (△14.6)	25,690	24,880 (810)	25,000 (690)	120 (△120)	0.5 (△14.8)	35,750	34,550 (1,200)	34,720 (1,030)	170 (△170)	0.5 (△14.2)
原動機付自転車	7,580	7,580	7,580	0	0.0	10,140	10,140	10,140	0	0.0	12,650	12,650	12,650	0	0.0

(注1) 契約者負担額欄の()内は保険料等充当交付金の金額であり、契約者は基準料率から保険料等充当交付金を控除した金額を負担する。

(注2) 小型二輪自動車の36か月契約(3年契約)は、平成19年4月1日以降に保険期間の始期を有する契約から適用される。

(注3) 原動機付自転車には保険料等充当交付金が交付されないため、契約者が負担する金額は基準料率と同額となる。

(注4) 保険期間が1年を超える契約の基準料率の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で計算して割引いている。